

消防の動き



2009
5
No.458

- 消防法の一部を改正する法律の概要
- 平成20年（1月～12月）における火災の概要（概数）
- 「救急統計活用検討会」報告書の公表



FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



安全は意識と知識と心掛け



危険物災害をなくそう

福原 愛

消防庁/都道府県/市町村/全国消防長会/財団法人 全国危険物安全協会

平成21年度危険物安全週間推進ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

開校50周年を迎えた 消防大学校



消防大学校長 生嶋 文昭

消防大学校は消防防災に関する国の唯一の教育訓練機関として昭和34年4月に創設され、本年をもって開校50周年を迎えました。この半世紀の間、歴代の講師の方々や関係者のご努力、全国の消防機関等のご協力により、平成20年度末までに延べ4万6,700人を超える卒業生を送り出してまいりました。全国各地の消防防災組織の幹部として、あるいは消防学校等における人材育成の指導者として、卒業生の皆さんが果たしてこられた貢献の大きさを考えますと、消防大学校としては今後とも努力を尽くしていかなければならないと、改めて肝に銘じているところです。

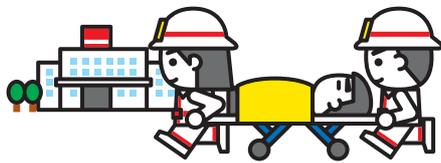
近年は社会が急速に変化し、災害の態様も複雑多様化する中で、これらに即応した消防防災体制への国民の期待は更に高まっています。こうした状況に対応できる消防防災幹部の育成のために、消防大学校としてもより効果的な教育訓練を実施できるよう、その改善に努めています。

大規模災害や特殊災害等の多様な災害に対応できるよう指揮能力を高めるため、消防大学校では「大規模災害対応訓練システム」を整備し、災害状況の把握や指揮要領等のシミュレーション訓練を平成13年度から実施していますが、更に、増強が進んでいる緊急消防援助隊の仕組みやNBC災害等の新たな災害想定への対応等も可能とするため、平成20年度から21年度にかけて新システムの構築を進めています。これによって、大規模災害発生時等における消防幹部の災害対応能力、関係機関との連携能力の一層の向上を図り、複雑多様化する災害に対応してより高度な指揮活動のできる人材の育成を進めたいと考えています。

また全国の消防組織では、団塊の世代の大量退職時期を迎え、新たに幹部へと登用される人員の急増が見込まれており、幹部職員を早急に育成する必要性が生じています。このため消防大学校では幹部科について、入校期間を短縮して年間養成定員を拡大しつつ指揮能力教育や実科要素の大幅増強を図るため、平成19年度入校生から集合教育に先立ってe-ラーニングを活用した個別教育を実施しています。これは各入校予定者がパソコンを利用してe-ラーニング学習専用サイトから学習教材の配信を受け、数か月かけて個別学習するもので、大学校側では学習相談に対応するサポートデスクを設置するほか、担当教官が各学生の進捗状況を随時確認するなどの体制をとっています。平成20年度末までに約600人が受講しましたが、消防の激務を遂行しながら時間を見つけての個別学習という厳しさはあるものの、個々の都合に合わせて学習できるために効率的である、繰り返し確認しながら学習を進められるなどの評価も得ています。今後、内容の一層の充実や必要に応じて他科への導入なども検討したいと考えています。

他にも消防大学校では、全体的な教育訓練方針として、現場のニーズに対応するために、状況付与型で事後検証を取り入れた図上訓練の実施や、実習・シミュレーションを重視したカリキュラム編成に努めているところです。また平成21年度からは、新型インフルエンザ対策など時代に求められる幅広い危機管理をテーマとし、多様な図上訓練などを教育訓練内容とする「危機管理実務コース」を実施することとし、更に入校希望の多い警防科、救助科の募集定員を増員するなどの改善も実施しています。

消防大学校としては今後も、各都道府県及び政令指定都市の消防学校とも連携しつつ、高度化する消防防災・危機管理に対応できる人材の育成のために全力を尽くしていきたいと考えています。



消防法の一部を改正する法律の概要

救急企画室

1 本法律案提出の背景

緊急性のある傷病者の搬送においては、迅速かつ確かな対応が必要です。しかしながら近年、救急隊の活動時間が伸びているほか、傷病者を受け入れる医療機関が速やかに決定しない事案（受入医療機関の選定困難事案）が発生するなどの問題が生じています。

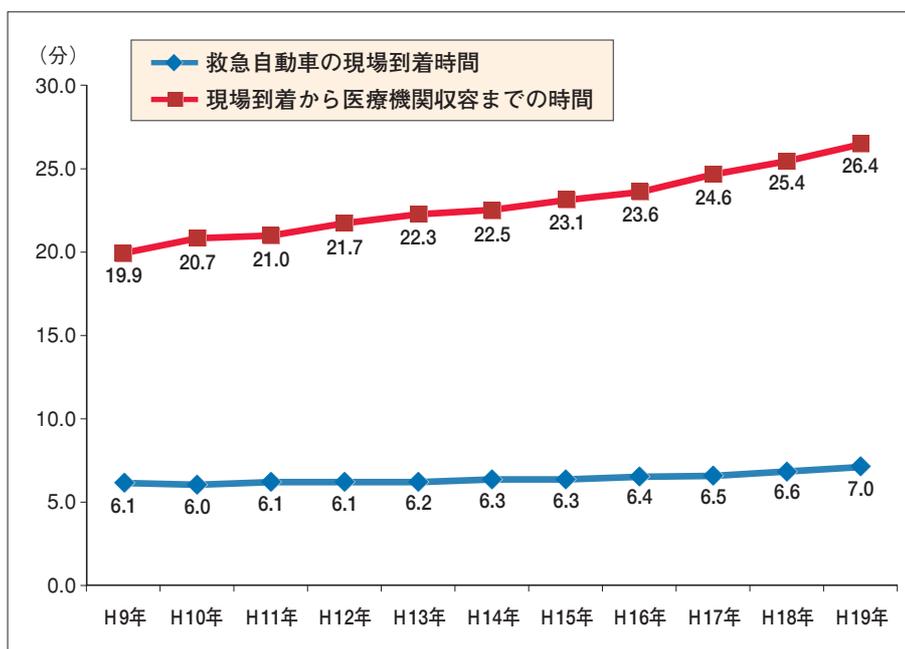
消防庁の調査によれば、救急隊が119番通報を受けてから現場に到着するまでの時間は、平成9年の平均6.1分に比べ、平成19年では平均7.0分となっており、救急隊が現場に到着してから傷病者を病院に収容するまでの時間は平成9年には平均19.9分であったのに対し、平成19年では平均26.4分と遅延傾向にあることがわかりました。

また、平成21年3月に公表された「平成20年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査の結果」によれば、平成20年中の重症以上傷病者の救急搬送における受入れの照会回数が4回以上の事案は1万4,732件、現場滞在時間30分以上の事案は1万6,980件にのぼり、平成

19年中の調査結果と同水準となっているなど、受入医療機関の選定困難事案が相当数発生している状況であることがわかりました。

消防庁では、これらの問題を解消するため、平成20年5月から開催している救急業務高度化推進検討会（座長：山本保博・東京臨海病院長）、検討会の作業部会として設置した消防機関と医療機関の連携に関する作業部会、メディカルコントロール作業部会において、消防機関と医療機関の連携の推進による搬送・受入れの円滑化のための方策に関し検討を行い、平成21年2月の検討会で方向性が示され、3月に「平成20年度救急業務高度化推進検討会報告書」が取りまとめられたところです。

また、消防審議会（会長：吉井博明・東京経済大学コミュニケーション学部教授）においても、消防機関と医療機関の連携と、円滑な救急搬送・受入体制の構築のあり方について審議が行われ、平成21年2月9日に「消防機関と医療機関の連携のあり方に関する答申」が、消防庁長官に対し手交されました。



消防庁においては、前述の検討会における検討及び審議会の答申を踏まえ、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、救急搬送・受入れに関する実施基準の策定及び消防機関と医療機関が実施基準について協議等を行うための協議会の設置等を内容とする消防法の一部を改正する法律案に関する法制化の作業を行ってきましたが、去る平成21年3月3日に「消防法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同日国会に提出されました。平成21年4月17日に衆議院を通過、4月24日に参議院を通過し、消



防法の一部を改正する法律が成立した
ところです（閣法第45号）。

以下、本法律の概要を紹介します。

2 本法律の内容

(1) 消防法の改正

受入医療機関の選定困難事案の解消のためには、救急医療の体制整備という中長期的に取り組むべき課題がありますが、喫緊の課題として、現在の医療体制下においても可能な限り受入医療機関の選定困難事案の解消を図ることが必要です。

既存の医療資源を活用しつつ、受入医療機関の選定困難事案の解消を図るためには、搬送を担う消防機関と、受入れを行う医療機関の連携を強化することが必要です。そこで今般、下記のような内容の消防法の改正を行いました。

実施基準の策定

都道府県は、消防機関による傷病者の搬送及び医療機関による傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）を策定し、公表することとしています。実施基準の策定主体に関しては、消防業務については市町村単位で実施している一方、医療行政については、医療提供体制等を定めている医療計画を都道府県が策定していることや、救急搬送についてはドクターヘリや消防防災ヘリコプター等の活用もあり、市町村の圏域を越えた搬送が頻繁に行われているという救急業務の実態を踏まえ、都道府県が策定するものとしています。

実施基準は、以下のとおりとなっています。

- 一 傷病者の心身の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準
- 二 一の基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称
- 三 消防機関が傷病者の状況を確認するための基準

照会回数 4 回以上の事案の推移

	平成19年		平成20年	
	件数	割合	件数	割合
重症以上傷病者搬送事案	14,387	3.9%	14,732	3.6%
産科・周産期傷病者搬送事案	1,084	4.8%	749	4.6%
小児傷病者搬送事案	8,905	2.8%	9,146	2.8%

現場滞在時間30分以上の事案の推移

	平成19年		平成20年	
	件数	割合	件数	割合
重症以上傷病者搬送事案	15,656	4.0%	16,980	4.1%
産科・周産期傷病者搬送事案	1,335	5.7%	1,029	6.3%
小児傷病者搬送事案	5,112	1.5%	5,905	1.8%

（注）産科・周産期傷病者については、平成20年調査から「妊婦（分娩直後の褥婦を含む。）及び出生後1週間未満の新生児で、救急事故の内容から、当該傷病者に産科・周産期医療が必要であると思われたもの」と定義を明確化したことから事案数全体が減少しています。（平成19年 2万4,173人→平成20年 1万6,523人）

四 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準

五 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準

六 四及び五に掲げるもののほか、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

七 一から六に掲げるもののほか、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項

実施基準の各項目の内容については、前記一、二の実施基準において、傷病者の傷病の種類や重症度・緊急度等を分類し、当該分類に基づいて傷病者の受入先の候補となる医療機関のリストを作成することとしています。三の実施基準については、119番通報を受け現場に出場した救急隊が、傷病者の状況を確認する順序やポイント等を定めた観察ルールを定めることとしており、三の実施基準に基づく観察により得られた傷病者に関する情報と、二の実施基準で策定した医療機関リストを照らし合わせて受入先医療機関を選定するルールを四の実施基準において定めます。そして、救急隊が医療機関に受入要請を行う際には、五の実施基準に基づき傷病者の情報を医療機関に伝達することとしています。



このような実施基準に基づき搬送を実施しようとしても受入医療機関が決まらない場合において、傷病者を受け入れる医療機関を確保するために、消防機関と医療機関の間で合意を形成するためのルールを六の実施基準において定めておくこととなります。例えば、受入先医療機関が決まらない場合には、受入先となる病院の選定をコーディネーターに委ねたり、一時的に受入れを行う医療機関に収容し、必要な処置を行った後に他の医療機関に転院搬送するなどの方策を、消防機関と医療機関の間で協議し、合意しておくこととしています。

一～七の実施基準の項目については、都道府県の実情に応じて、都道府県の全域や医療提供体制の状況を考慮した区域を対象に定めることとなります。

また、都道府県は実施基準の策定に当たっては、医学的知見に基づき、かつ、医療計画との調和を保つようにしなければならないこととしています。また、実施基準を策定する際には、傷病者の搬送及び受入の当事者である消防機関と医療機関が参画する協議会の意見を聞かなければならないこととしています。

国においては、最新の医学的な情報の提供やガイドラインを作成することが求められていることから、都道府県が実施基準を策定するに当たっては、消防行政を所管する総務大臣及び医療行政を所管する厚生労働大臣が必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとしています。

また、実施基準の実効性の確保のために、消防機関は傷病者の搬送を行う際には実施基準を遵守することとされており、医療機関については傷病者を受け入れる際に実施基準を尊重するよう努めるものとされています。

実施基準に関する協議等を行うための協議会の設置
円滑な救急搬送・受入体制を構築し、受入医療機関の

総務省消防庁

消防法の一部を改正する法律の概要 ＜消防と医療の連携の推進＞

＜背景＞

- 救急搬送において、搬送先医療機関が速やかに決まらない事案があること。
- 救急隊が現場に到着してから傷病者を病院に収容するまでの時間が延びていること。(平成9年:19.9分→平成19年:26.4分)



消防機関と医療機関の連携を推進するための仕組み及び救急搬送・受入の円滑な実施を図るためのルールが必要

＜改正概要＞

1 救急搬送・受入れに関する協議会の設置

- 都道府県に、傷病者の搬送・受入れの実施基準についての協議及び実施基準に基づく傷病者の搬送・受入れの実施に係る連絡調整を行う協議会(消防機関、医療機関等で構成)を設置すること。
- 協議会は都道府県知事に対し、実施基準や傷病者の搬送・受入れの実施に関し必要な事項について意見を述べることができること。

2 救急搬送・受入れの実施基準の策定

- 都道府県が傷病者の搬送・受入れの実施基準を策定し、公表すること。
 - ① 傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われる医療機関のリスト
 - ② 消防機関が①のリストの中から搬送先医療機関を選定するための基準
 - ③ 消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準
 - ④ 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において、傷病者を受け入れる医療機関を確保するために、消防機関と医療機関の間で合意を形成するための基準 等

選定困難事案を解消するためには、搬送を行う消防機関と受入れを行う医療機関の連携が不可欠であることから、消防機関と医療機関が同じテーブルについて、実施基準に関する協議や救急搬送及び受入れの実施に関して連絡調整を行う協議会を設置することとします。

当該協議会については都道府県に設置することとしており、以下に掲げる者を構成員とすることとしています。

- 一 消防機関の職員
 - 二 医療機関の管理者又はその指定する医師
 - 三 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者
 - 四 都道府県の職員
 - 五 学識経験者その他の都道府県が必要と認める者
- この協議会は、関係行政機関に対して資料提供や意見



表明等の協力を要請することができるとともに、実施基準や傷病者の搬送及び受入れの実施に関して、都道府県知事に意見を述べるができることとしています。

また、運営に当たっては、メディカルコントロール協議会のような既存の協議会等がある場合には、それらの活用を図ることが効率的であり、実効性も高いと考えられます。

目的規定の改正

平成19年の全国の救急業務実施状況を見ると、救急出場件数は529万3,403件（対前年比5万2,925件増）となっています。また、事故種別ごとの出場件数は、急病が60.9%、一般負傷が13.3%、交通事故が11.4%となっています。消防業務における救急出場の占める割合は高まっており、救急業務の重要性は増大しています。

このような救急業務全体の重要性の高まりを踏まえ、今般の消防法改正においては、消防法第1条の目的規定に救急業務に関する記述を加え、目的に救急業務を明示する改正を行いました。消防法第1条の目的規定の改正は、昭和24年における水防法の制定に伴う改正以降初めての改正となっています。

(2) 消防組織法の改正

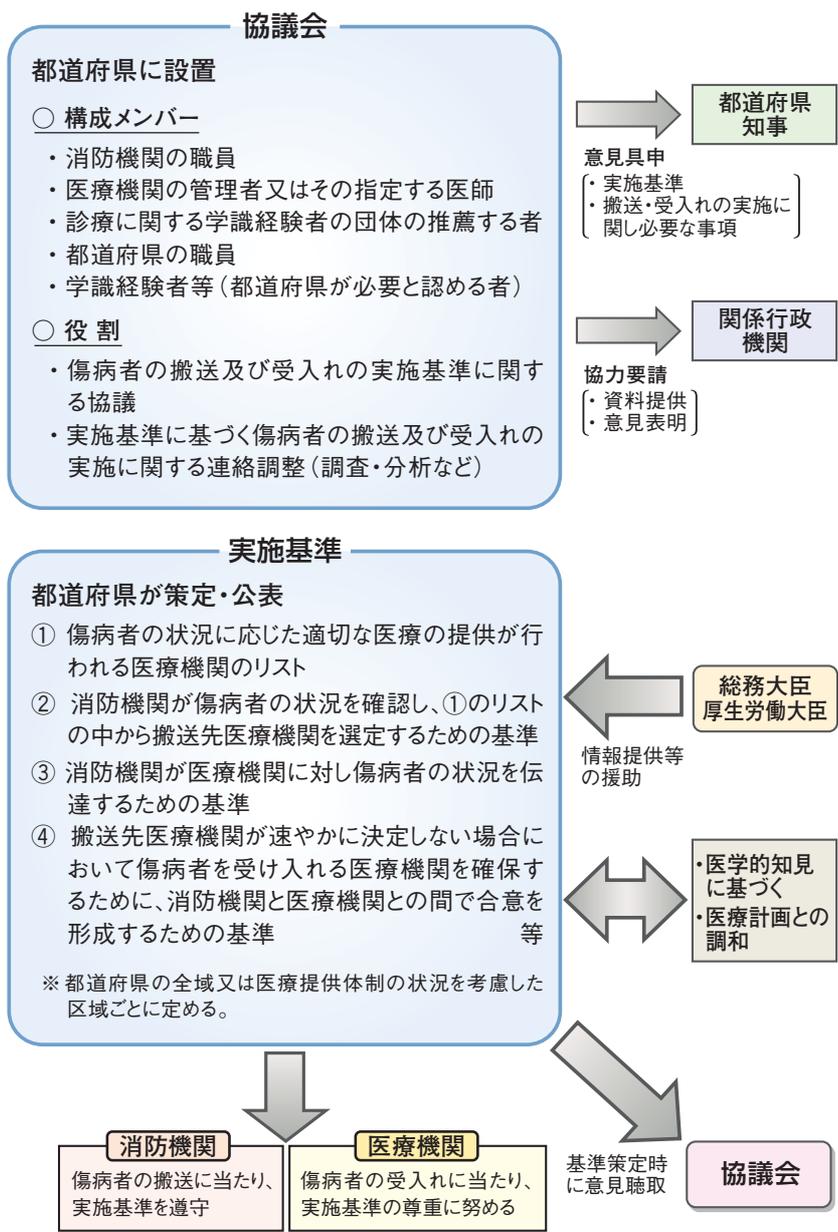
消防法の改正に伴い、消防組織法の一部改正を行っています。

まず、消防法の目的規定に救急業務に関する記述を明示したことに伴い、消防組織法において消防の任務について定めた規定についても救急業務を明示しています。

また、第29条の都道府県の消防に関する所掌事務について、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に関する事項を追加しています。

(3) その他

本法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲



内において政令で定める日から施行することとしています。各都道府県においては、施行日に協議会を立ち上げ、その後、可能な限り速やかに実施基準を策定することが求められます。

3 おわりに

消防庁においては、関係機関と連携し、制度改正の周知徹底や、実施基準策定のためのガイドラインの策定、地方公共団体への必要な情報提供、助言等、改正法の円滑な施行に向けた準備作業を実施する予定です。

平成20年(1月~12月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 総出火件数は5万2,394件、前年同期比2,188件の減少

平成20年(1月~12月)における総出火件数は5万2,394件で、前年同期と比較すると、2,188件(4.0%)の減少となっています。

これは、おおよそ1日あたり143件、10分に1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとにみると次表のとおりです。

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減率(%)
建物火災	30,050	57.4%	△1,198	△3.8%
車両火災	5,358	10.2%	△440	△7.6%
林野火災	1,889	3.6%	△268	△12.4%
船舶火災	101	0.2%	△22	△17.9%
航空機火災	3	0.0%	△3	△50.0%
その他火災	14,993	28.6%	△257	△1.7%
総火災件数	52,394	100%	△2,188	△4.0%

2 火災による死者は38人の減少、負傷者は511人の減少

火災による死者は1,967人で、前年同期と比較すると38人(1.9%)の減少となっています。

また、火災による負傷者は7,979人で、前年同期と比較すると511人(6.0%)の減少となっています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)は1,123人で、25人の減少

建物火災における死者1,498人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は1,325人で、そこから放火自殺者等を除くと1,123人となっています。これを前年同期と比較すると、25人(2.2%)の減少となっています。

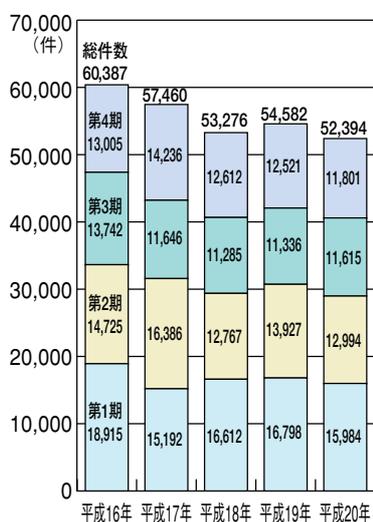
なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は84.8%で、出火件数の割合57.4%と比較して非常に高くなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)の6割以上が高齢者

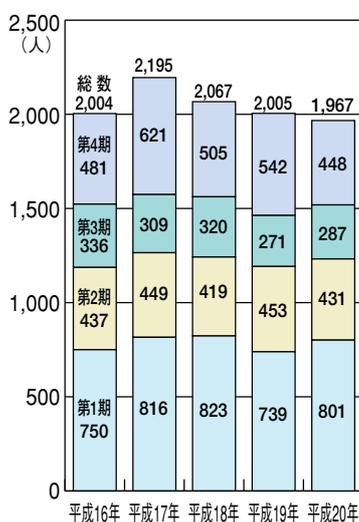
住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)1,123人のうち、711人(63.3%)が65歳以上の高齢者です。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を前年同期と比較すると、逃げ遅れ667人(30人(4.3%)減)、

過去5年間の火災の推移

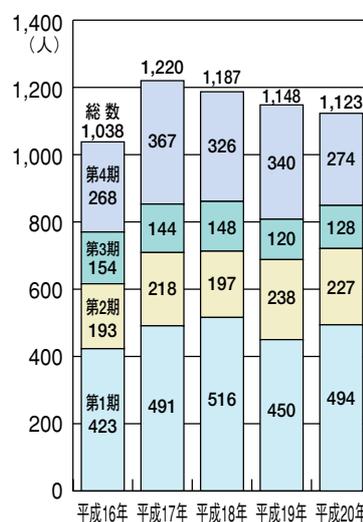


過去5年間の死者の推移



過去5年間の住宅火災における死者の推移(放火自殺者等を除く)

※注:住宅火災死者数は、死者の発生した建物用途による



※第1期(1月~3月)、第2期(4月~6月)、第3期(7月~9月)、第4期(10月~12月)

着衣着火60人（6人（11.1%）増）、出火後再進入25人（5人（25.0%）増）、その他371人（6人（1.6%）減）となっています。

5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「こんろ」

総出火件数5万2,394件を出火原因別にみると、「放火」6,283件（12.0%）、「こんろ」5,531件（10.6%）、「たばこ」5,062件（9.7%）、「放火の疑い」4,467件（8.5%）、「たき火」3,020件（5.8%）の順となっています。

また、「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、1万750件（20.5%）となっています。

6 住宅防火対策への取組

平成16年6月には、すべての住宅に住宅用火災警報器等の設置及び維持を義務付ける旨の消防法の改正が行われました。新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については平成20年6月から平成23年6月までの間に市町村条例で定める日から、それぞれ義務付けが開始されます。しかし、住宅火災による死者数を低減させるためには、住宅用火災警報器等の設置・維持の義務付けの適用開始を待つことなく、できるだけ早い時期に設置することが重要です。

このため消防庁では、住宅防火対策推進シンポジウム、政府広報によるテレビ、ラジオを始めとした様々なメディアを活用した広報活動、春・秋の全国火災予防運動等の機会を捉え報道機関、消防団、婦人（女性）防火クラブ、自主防火組織等と連携した普及啓発活動を行うなど、住宅用火災警報器等の早期設置を促進するため活動を行っています。

また、平成20年12月には「住宅用火災警報器設置推進会議」を開催し、同会議において、あらゆる主体が総力を結集して、住宅用火災警報器の設置推進を国民運動的に取り組むべきで

あることを示した「住宅用火災警報器設置推進基本方針」及び「住宅火災死者の半減を目指して緊急アピール」が決定され、基本方針に基づいた早期普及に係る取組を強力に推進しています。

7 放火火災防止対策への取組

「放火」及び「放火の疑い」による火災は1万750件で、総出火件数の20.5%を占めています。

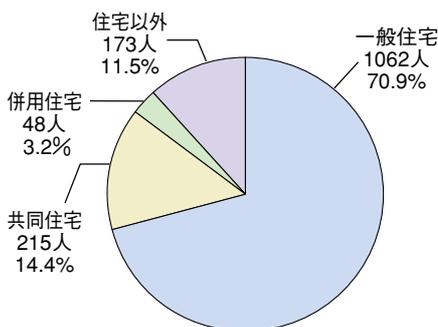
消防庁では、平成12年に「放火火災予防対策マニュアル」を作成して配布するとともに、平成16年12月に学識経験者、消防機関、関係行政機関等からなる検討会において取りまとめられた報告書（放火火災防止対策戦略プラン）を全国の消防機関へ配布しました。この放火火災防止対策戦略プランについて、消防庁のホームページ等で幅広く情報提供を行うなど、放火火災の防止に向けたソフト・ハード両面からの取組を推進しています。

消防庁では、ソフト面の対策として、春・秋の全国火災予防運動において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知しており、全国で放火火災防止対策戦略プランに基づいたチェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組が進められています。

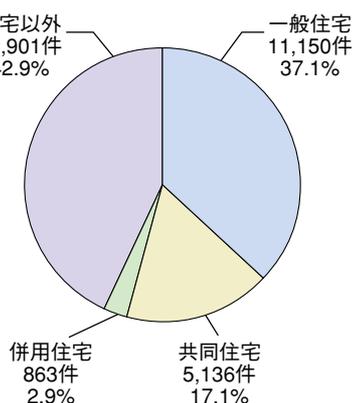
また、ハード面の対策として、放火行為の抑制に効果が期待される、火災にいたる前の極小火源により生ずる炎に対し警報を発する放火監視機器を開発・普及するため、「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」の策定を行うとともに、全国5地域に放火監視機器を設置し、効果の検証を行っています。

今後とも、放火火災防止対策戦略プランに基づき、ご近所の底力を活かして、「放火されない環境づくり」による安心で安全な暮らしの実現を目指していきます。

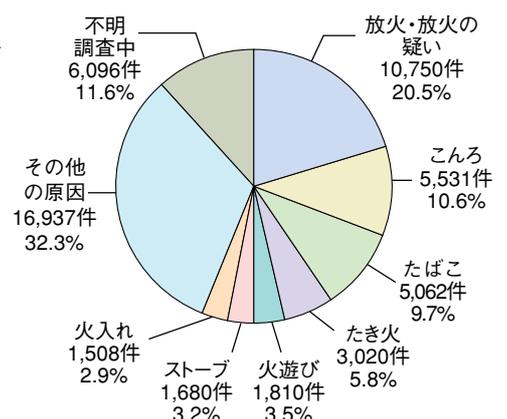
建物火災の死者1,498人の内訳
※死者の発生した建物用途による



建物火災の出火件数
3万50件の内訳



出火原因の内訳
(全火災5万2,394件)



「救急統計活用検討会」報告書の公表

救急企画室

はじめに

救急業務統計は、消防機関の行う救急業務が法制化された昭和38年以降、救急事故等報告要領に基づき実施されています。地域の救急業務実施体制を、より質の高い、効率的・効果的なものとし、救命率の向上を図っていくためには、これらの統計データを活用し、適切な分析や評価を行っていく必要があります。また、我が国の救命率の一層の向上を図るため、救急救命処置等による救命効果の客観的な把握、国際間の比較・検証による評価及び、救命率の向上に係る施策の確立等におけるウツタイン統計データのより有効的な活用方法について検討することが求められています。このため、平成20年8月から3回にわたり検討会を開催しました。

この度、ウツタイン統計、救急業務統計それぞれの作業部会からの報告を受け、当検討会において報告書が取りまとめられましたので公表しました。

報告書のポイントについては、以下のとおりです。

1. ウツタイン統計作業部会

○ウツタイン統計データの活用について

ウツタイン作業部会では、今般、心肺機能停止傷病者に関する統計データが3か年蓄積されたことを受け、3か年分のデータについて分析を行いました。救急搬送された心肺機能停止傷病者搬送人員のうち、心原性かつ心肺機能停止の時点が一般市民により目撃のあった症例の1か月後生存率及び社会復帰率について、過去3か年で着実に伸びていることが明らかとなりました。

一般市民による応急手当が行われた場合の1か月後生存率及び社会復帰率は、一般市民による応急手当が行われなかった場合と比べて、3か年ともに高い結果となりました。

これらの結果は、一般市民（現場に居合わせた方）による迅速な応急手当が、救命や社会復帰のために非常に重要であることを示すものであり、実際、一般市民による応急手当の

実施率やAED（自動体外式除細動器）を用いた除細動の件数は年々増加しており、一般市民による迅速な応急手当が、救命率の向上に繋がる大きな要因となっていることが明らかとなりました。

2. 救急業務統計作業部会

(1) 救急業務統計の調査項目の見直しについて

円滑な救急搬送・受入医療体制を実現していくために、選定困難事案の現状等について、より詳細な分析を行うことが重要な課題であり、救急業務統計作業部会では、調査項目の見直しについて検討を行い、新たな調査項目として「医療機関への受入照会回数」、「現場滞在の時間区分」、「受入れに至らなかった理由」等を提示し、また、「傷病程度」、「年齢区分」、「疾病区分」等については、より詳細な分類で調査を実施していくべきであるとししました。「傷病程度」や「疾病区分」等については、調査を実施するために、消防機関と医療機関とが共通の認識をもつ必要があることから、関係学会等と調整し、調査項目の定義を明確にしていくことが今後の重要な課題となります。

(2) 救急搬送サーベイランス情報・救急事故情報の収集のあり方について

事案を収集・分析することで、その後、類似の事案の拡大やその発生を防止していけるよう、サーベイランス（発生日向調査）の体制を構築していくことについて検討を行いました。特に、新型インフルエンザ等の感染症にかかる発熱症状サーベイランスの実現は、重要な課題であり、また、将来的には、感染症に限らず、消費者等の安全確保に繋がる救急事故情報等も含め、サーベイランスの対象としていくことについて、今後さらに検討を進める必要があります。

報告書の全文は消防庁のホームページ (<http://www.fdma.go.jp>) で紹介しています。

	心原性でかつ心肺機能停止の時点が一般市民により目撃された症例										
		うち一般市民による応急処置あり	1か月後生存者数		1か月後社会復帰者数		うち一般市民による応急処置なし	1か月後生存者数		1か月後社会復帰者数	
			1か月後生存率	1か月後社会復帰率	1か月後生存率	1か月後社会復帰率					
2005年	17,882	7,335	631	8.6%	334	4.6%	10,547	651	6.2%	253	2.4%
2006年	18,897	8,108	819	10.1%	456	5.6%	10,789	772	7.2%	312	2.9%
2007年	19,707	9,376	1,141	12.2%	738	7.9%	10,330	872	8.4%	457	4.4%

平成20年度「全国消防団員意見発表会」「消防団等地域活動表彰式」 及び「総務省消防庁消防団協力事業所表示証交付式」の開催 ～消防団員入団促進キャンペーン～

防災課

去る2月25日(水)に東京都港区のニッショーホールにおいて、平成20年度「全国消防団員意見発表会」、「消防団等地域活動表彰式」及び「総務省消防庁消防団協力事業所表示証交付式」を開催しました。

今回は、意見発表と表彰に併せ、消防団員確保への協力や従業員の消防団活動への参加に対する配慮を行っている事業所等に対して消防団への協力の証として交付する「総務省消防庁消防団協力事業所表示証(ゴールドマーク)」の交付式を行いました。

《第1部：全国消防団員意見発表会(13:00～14:25)》



最優秀賞
神奈川県横浜市西消防団 原口創氏

発表会では、岡本保消防庁長官のあいさつの後、12人の消防団員が意見発表を行いました。

発表内容は日ごろの訓練などの業務や災害活動など、自らの消防団活動を基にした心

に訴える発表が多く、5名の審査委員が審査するなか、約500人の来場者は熱心に聴き入っていました。

《第2部：表示証交付式・審査結果発表(14:35～15:05)》



総務省消防庁消防団協力事業所表示証(ゴールドマーク)の交付

交付式では、岡本長官から表示証を交付し、プレゼンターとして消防応援団の水前寺清子さん、菅原文太さんからプレートが手渡され、その後、お二人から消防団に対する激励メッセージが送られました。

次に、坪田秀治審査員長(日本商工会議所理事・事務局長)により、意見発表会の審査結果発表及び講評が行われました。

《第3部：全国消防団員意見発表会・消防団等地域活動表彰式(15:15～15:45)》



防災功労者消防庁長官表彰を代表受領する栗原市消防団

大規模災害時に顕著な活動を行った消防団や地域防災力の向上に顕著な功績があり全国の模範となる消防団、消防団員の確保について力を入れている消防団、そして消防団活動を行いやすいように社内環境を整備したり、多くの従業員が消防団員として活躍するなど特に団員確保に協力している事業所等に対し岡本長官から表彰状が授与されました。

次に、意見発表会の最優秀賞1名と優秀賞2名に岡本長官から賞状が授与されました。

その後、来賓の片山虎之助財団法人日本消防協会会長よりご祝辞をいただき、最後に受賞団体を代表して、東京都板橋消防団の大野一征団長が謝辞を述べて表彰式を終りました。

なお、受賞者・受賞団体は次のとおりです。

◇全国消防団員意見発表会結果

(最優秀賞及び優秀賞を除き発表順、敬称略)

賞	都道府県	所属消防団	発表者	発表演題
最優秀賞	神奈川県	横浜市西消防団	原口 創	都市型消防団員のあり方について
優秀賞	熊本県	人吉市消防団	源島 梢	消防団員になって今思うこと
	香川県	丸亀市消防団	辻松 龍次	地域住民に頼られる消防団員をめざして
優良賞	北海道	根室北部消防事務組合羅臼消防団	津山 弘三	全国消防操法大会を経験して
	山形県	米沢市消防団	相田 光照	人から伝わる恩と愛
	栃木県	市貝町消防団	高梨 勝昭	地域を愛する事の大切さ
	福井県	大野市消防団	野尻 秀郷	絆
	愛知県	名古屋守山消防団	進藤 直樹	消防団に若い力を
	滋賀県	甲賀市消防団	久保 重徳	たった1人の入団式
	島根県	松江市消防団	松浦 廣行	地域住民との密接な協力関係を目指して
	岡山県	和気町消防団	松尾 庸弘	チームワーク ～全国消防操法大会に優勝して～
	福岡県	福智町消防団	松村 俊明	団員のつながり

◇総務省消防庁消防団協力事業所表示証交付事業所 7事業所

長野県	田島建設株式会社	静岡県	株式会社ヤマエイ長島建設	兵庫県	ダイセル化学工業株式会社 姫路製造所網干工場	徳島県	美馬農業協同組合
愛媛県	大康建設株式会社	愛媛県	郵便事業株式会社松山西支店	高知県	四国ブロック工業株式会社		

◇防災功労者消防庁長官表彰受賞消防団 3消防団

岩手県	奥州市衣川区消防団	岩手県	一関市消防団	宮城県	栗原市消防団
-----	-----------	-----	--------	-----	--------

◇消防庁長官褒状受賞消防団 21消防団

岩手県	釜石市消防団	岩手県	北上市消防団	岩手県	奥州市胆沢区消防団	岩手県	奥州市水沢区消防団
岩手県	奥州市前沢区消防団	岩手県	奥州市江刺区消防団	岩手県	洋野町消防団	新潟県	佐渡市両津消防団
富山県	朝日町消防団	富山県	南砺市消防団	富山県	黒部市消防団	石川県	金沢市第一消防団
石川県	金沢市第二消防団	石川県	金沢市第三消防団	山梨県	笛吹市消防団	山梨県	甲斐市消防団
山梨県	甲府市消防団	愛知県	幸田町消防団	愛媛県	今治市消防団	愛媛県	西条市消防団
福岡県	飯塚市消防団						

◇消防団等地域活動表彰(定例表彰・消防団) 19消防団

青森県	五所川原市消防団	岩手県	奥州市衣川区消防団	茨城県	大子町消防団	群馬県	伊勢崎市消防団
埼玉県	川口市消防団	東京都	八王子市消防団	富山県	富山市消防団北部方面団豊田分団	石川県	七尾鹿島広域圏事務組合第三消防団
長野県	軽井沢町消防団	三重県	伊賀市消防団	京都府	井手町消防団	兵庫県	西宮市消防団
和歌山県	広川町消防団	鳥取県	琴浦町消防団	山口県	下松市消防団	徳島県	板野東部消防組合消防団
佐賀県	鳥栖市消防団	長崎県	雲仙市消防団	大分県	別府市消防団		

◇消防団等地域活動表彰(定例表彰・事業所) 9団体

秋田県	株式会社柳沢建設	福島県	株式会社ファルテック福島工場	千葉県	高橋工務店	岐阜県	飛騨農業協同組合
岐阜県	セントラル建設株式会社	静岡県	伊東市漁業協同組合	広島県	株式会社河本組	広島県	福山市農業協同組合
高知県	コスモス農業協同組合吾北支所						

◇消防団等地域活動表彰(特別推薦枠・消防団) 35消防団

栃木県	高根沢町消防団	千葉県	千葉市消防団	東京都	板橋消防団	東京都	杉並消防団
東京都	深川消防団	東京都	小岩消防団	東京都	小石川消防団	東京都	志村消防団
東京都	大井消防団	東京都	本郷消防団	東京都	滝野川消防団	東京都	麴町消防団
東京都	日本橋消防団	東京都	芝消防団	東京都	石神井消防団	東京都	城東消防団
東京都	赤坂消防団	東京都	赤羽消防団	東京都	京橋消防団	東京都	高輪消防団
東京都	王子消防団	東京都	臨港消防団	東京都	浅草消防団	東京都	四谷消防団
東京都	牛込消防団	東京都	麻布消防団	新潟県	小千谷市消防団	石川県	小松市消防団
長野県	茅野市消防団	長野県	松川村消防団	愛知県	武豊町消防団	大阪府	豊中市消防団
香川県	丸亀市消防団	愛媛県	今治市消防団	高知県	高幡消防組合中土佐消防団		

◇消防団等地域活動表彰(特別推薦枠・事業所) 23団体

宮城県	株式会社山内組	群馬県	パナソニック電工群馬株式会社	群馬県	日本化薬株式会社高崎工場	東京都	株式会社ムトウユニバック
東京都	ヤマトプロテック株式会社 東京本社	東京都	学校法人日本大学法学部	東京都	凸版印刷株式会社本店	東京都	株式会社小田部工務店
東京都	高石不動産株式会社	東京都	有限会社吉池製作所	東京都	株式会社大野屋建材店	東京都	株式会社小杉工務店
東京都	東神開発株式会社	東京都	学校法人蔵前学園蔵前幼稚園	東京都	朝日新聞小石川販売所	東京都	岩崎通信機株式会社
東京都	株式会社高松組	東京都	株式会社小山	長野県	奥田工業株式会社	長野県	畑八開発株式会社
長野県	阿南部品株式会社	鳥取県	有限会社澤田建設	鹿児島県	有限会社内大久保建設		

平成20年度消防防災機器の開発等及び 消防防災科学論文に関する消防庁長官表彰

消防研究センター

平成20年度消防防災機器の開発等及び消防防災科学論文に関する消防庁長官表彰受賞作品が決定し、去る3月6日(金)午前に平成20年度消防功労者消防庁表彰式典において表彰が行われ、同日午後、発明会館（東京都港区）において受賞作品の展示会が行われました。

本表彰制度は、消防防災機器の優れた開発・改良を行った方及び消防防災科学に関する優れた論文を著した方を消防庁長官が表彰することにより、消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、平成9年度から実施されているもので、今回で12回目となります。

平成20年度は、全国の消防機関、消防機器メーカー等から総計63編（機器の開発・改良46編、科学論文17編）の応募があり、選考委員会（委員長：亀井浅道・横浜国立大学教授）による厳正な審査の結果、14の受賞作品（優秀賞：12編、奨励賞：2編）が決定されました。今回も消防職団員の方々から、創意工夫された作品が数多く寄せられました。

優秀賞を受賞したのは、屋外に排出することなく硫化



消防功労者表彰式における表彰状の授与

水素を発生室内で短時間に浄化できる「硫化水素除去装置の開発」、放水時に無反動ノズルへの変換が一人でもできる「ストレート筒先の無反動変換器具の開発について」、血圧測定の際、腕の細い人や意識のない傷病者に対しても片手でマンシュートを適切に巻き付ける事のできる「マンシュートの改良について」、歩行のできない要介護者のベッドパッドを改良して応急担架とした「応急担架に転

用できるベッドパッドの開発」、残火処理や現場調査時の建物崩壊に繋がる僅かな前兆を検知して危険を知らせる「崩壊危険感知器『要信棒』の開発」等です。

なお、作品の詳細は、消防研究センターホームページ (<http://www.fri.go.jp>) に掲載します。

また、平成21年度の作品は、平成21年7月31日締切で現在募集中です。



表彰者一同の記念撮影



硫化水素除去装置（優秀賞）



応急担架に転用できるベッドパッド（優秀賞）



町野式結合金具の改良（奨励賞）

平成20年度「消防防災機器の開発等及び消防防災科学論文に関する表彰」選考委員会による選抜作品一覧

●優秀賞（12編）

（受付整理番号順）

A：消防吏員・消防団員等による消防防災機器の開発・改良（5編）

- (1) 硫化水素除去装置の開発
北口 正、橋口博之、大塚通寛、山下伸也、佐藤孝行、阪口義博、田中智也、白井 誠、伊藤真一、前田祥亨、本土淳一郎、堂本昌裕（大阪市消防局）
- (2) ストレート筒先の無反動変換器具の開発について
上野芳彦、橋本政彦（備北地区消防組合庄原消防署）
- (3) マンシェットの改良について
小川靖太郎（備北地区消防組合三次消防署）
- (4) 応急担架に転用できるベッドパッドの開発
青西勝也（愛知郡広域行政組合消防本部）
- (5) 崩壊危険感知器「要信棒」の開発
平岩弘次、濱岡洋平（呉市消防局西消防署）

B：消防吏員・消防団員等による消防防災科学論文（3編）

- (1) A E Dの実技調査から操作方法等について検討
～誰でも簡単に使えるA E Dの普及を目指して～
明井忠司（福岡市消防局）
- (2) 潜水検索時の安全策の考察について
坂田康二、尾本幸伸、山本直樹、嶋田貴樹、新田宜広（京都市上京消防署）
- (3) 文化財の搬出計画に関する考察
～文化財セーフティカードと文化財トリアージタグを活用した搬出活動～
渡辺隆司、谷村良明、西村浩二、西村 悠（京都市南消防署）
佐々木康裕、畦崎晃義、岩船寛大、山中徹郎、加藤賢太（京都市東山消防署）

C：一般による消防防災機器の開発・改良（2編）

- (1) ユニバーサルデザイン対応避難器具の開発
庄司辰夫（ナカ工業株式会社）
- (2) ダイヤル式噴霧ノズルの開発
岩崎博己（株式会社岩崎製作所）

D：一般による消防防災科学論文（2編）

- (1) 「充電接触部の過熱」を未然に防ぐ検出技術の確立
吉田敦至（河村電器産業株式会社）
- (2) レーザ誘起爆風を用いた消火法の実験的検討
鳥飼宏之（弘前大学大学院理工学研究科）

●奨励賞（2編）

- (1) 町野式結合金具の改良
天田 豊（川越地区消防局）
- (2) 泡による火災の延焼阻止効果について
廖 赤虹、坂本直久（株式会社モリタホールディングス技術研究所）

自治体消防制度60周年記念 「消防士・消防団員を主人公とした漫画・ビデオ」に 関する消防庁長官表彰

消防・救急課

表彰の経緯

消防庁では、自治体消防制度60周年を記念して、国民に身近で親しみのある消防をイメージした「消防士・消防団員を主人公とした漫画・ビデオ」を全国から幅広く募集しました。

この募集は、国民の生命を守る消防士や消防団員の日常や災害現場における活動などを漫画・ビデオを通じて国民に広く紹介し、理解を深めてもらうことを目的に実施されたものです。

多数の応募の中から、2月16日(月)に開かれました審査委員会(委員長:漫画家・松本零士氏、委員:歌手・消防応援団・水前寺清子氏など)による厳正な審査の結果、漫画大賞、ビデオ大賞各1点、佳作4点(漫画、ビデオ部門各2点)及び審査委員長特別賞(漫画部門)が1点選出され、3月6日(金)に消防庁長官表彰式がニッショーホール(東京都港区)において挙行されました。



消防庁長官から代表して表彰される種田英幸氏



表彰式後に記念撮影を行う受賞者

受賞作品の紹介

漫画大賞を受賞した高知県・種田英幸さんの『がんばれ消防団』、ビデオ大賞を受賞した岩手県・堀米成嘉さんの『消防団は町の元気応援団』をはじめ、今回選ばれた受賞作品は、募集のテーマに沿った魅力ある消防士・消防団員が表現されており、今後、広報材料としての活用が期待されます。



『がんばれ消防団』



『消防団は町の元気応援団』

なお、受賞作品は以下のとおりです。

[漫画大賞]

- 『がんばれ消防団』 高知県 種田英幸さん

[ビデオ大賞]

- 『消防団は町の元気応援団』 岩手県 堀米成嘉さん

[佳作]

(漫画部門)

- 『幸せの赤い車』 岩手県 千田恵美さん

- 『お父さんは消防士』 京都府 朝山伸介さん

- 兵庫県 京本俊彦さん

(ビデオ部門)

- 『輝け!! 我らの町の消防団その1、
消防戦隊ヒガデンジャーその2』

京都府 京都市山科消防団鏡山分団

- 『桜宮消防署』

埼玉県 花咲徳栄高等学校漫画研究部

[審査委員長特別賞]

- 『消防戦士ファイヤーマン』 熊本県 川口 輝さん

また、受賞作品につきましては、その作品集を各都道府県、各都道府県消防協会及び全国の消防本部に配布しています。

平成20年度消防功労者消防庁長官表彰

総務課

平成20年度消防功労者消防庁長官表彰式が、去る3月6日(金)午前10時30分からニッショーホール(東京都港区)において、片山虎之助日本消防協会会長兼日本防火協会会長、小林輝幸全国消防長会会長、星正三都道府県消防防災・危機管理部局長会会長、岡田榮一全国消防機器協会会長などのご列席のもと、盛大に挙行されました。

本表彰式は、3月7日の「消防記念日」にちなんで、毎年この時期に実施されているものです。

今回受章された方々(団体)は、以下のとおりです。

功労章

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防ぎょに関する対策、消防教育の実施についてその成績が特に優秀な現職の消防吏員、消防団員及び消防教育職員

永年勤続功労章

永年勤続し、その勤務成績が優秀で、かつ他の模範となると認められる現職の消防吏員、消防団員及び消防教育職員

表彰旗

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防ぎょに関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、かつ他の模範となると認められる消防機関

竿頭綬

その成績が、表彰旗を授与する消防機関に準ずる消防機関

表彰状

都道府県消防防災事務従事職員として永年勤務し、その成績が特に優秀で、かつ他の模範となると認められる者

○表彰数

表彰種別	受章数	内訳
功労章	220名	消防吏員 142名
		消防団員 78名
永年勤続功労章	2,900名	消防吏員 1,223名
		消防団員 1,674名
		消防教育職員 3名
表彰旗	48機関	
竿頭綬	38機関	
表彰状	6名	

表彰式は、岡本保消防庁長官の式辞の後、表彰種別ごとの代表者に章記等が授与され、ご来賓の方々からご祝辞をいただき、最後に受章者を代表して吉田照夫消防正監(福井県嶺北消防組合消防本部)が謝辞を述べて終了しました。

なお、代表受領者は次の方々(団体)です。

表彰種別	所属・氏名等
功労章	香川県 観音寺市消防団 近藤 辰一
永年勤続功労章	石川県 川北町消防団 廣瀬 一義
表彰旗	茨城県 笠間市消防本部・笠間市消防団
竿頭綬	北海道 北後志消防組合 赤井川消防団
表彰状	群馬県 消防学校 校長 平形 昇



代表受領(功労章)する
香川県 観音寺市消防団 近藤辰一氏



代表受領(表彰旗)する
茨城県 笠間市消防本部・笠間市消防団



代表謝辞を述べる
福井県 嶺北消防組合消防本部 吉田照夫氏

第7回日韓消防行政セミナーの開催

参事官

経緯

日韓消防行政セミナーは、平成14年の日韓国民交流年、サッカーワールドカップ共同開催を契機として、消防防災分野においても日韓両国が継続的に交流、連携、協力を推進していこうと、同年に日本において第1回を開催しました。これ以降は日韓両国が毎年交互に主催してきています。

平成20年度の第7回セミナーには、2月3日から6日の間、韓国消防防災庁から申（シン）消防防災局長を代表とする4名の一行を我が国に招き開催しました。

セミナーの概要

日韓消防行政セミナーにおいては、消防防災への取組に関する両国の特徴的な施策・課題として、①韓国消防防災庁の機構改革、②消防財政の確保、国・地方間の合理的な分担方策の現状、③日韓における国民保護施策、④日韓が有する緊急援助機能といった議題をあらかじめ決め、これらについて発表、討議することが合意されており、当日はそれぞれが用意したプレゼンテーションの後に、関連の質疑応答等が行われました。

この発表・意見交換は、十分な時間を確保するために終日を充てて行ったことから、単なる施策の紹介にとどまらず、それぞれの発表を踏まえ掘り下げた問題提起や提案がなされ、両国の消防防災に関する理解や議論が深まる良い機会となりました。



日韓消防行政セミナー討議の様子（消防庁）

また、開催期間中は、我が国におけるNBCテロ対応の状況を見聞してもらうために東京消防庁第三消防方面本部を視察したほか、昨年2月の南大門火災事故との関連で、我が国における文化財の災害保護施策を知ってもらうと京都を訪ね、京都市消防局の案内で大容量耐震性貯水槽が敷設された東山地区の防災措置状況を視察する機会を設けました。

次回のセミナーは韓国で開催されることとなりますが、このセミナーの開催を通じて今後さらに日韓両国間の消防防災の推進に資する交流を進め、もって相互に消防防災全般にわたる能力を高め、またこれを地方公共団体における消防防災行政に反映させることができるよう図っていきたく考えています。



大容量耐震性貯水槽関連設備の視察（京都市）



東京消防庁第三消防方面本部の視察

少年少女消防クラブフレンドシップ2009

防災課

去る3月27日(金)、全国の少年消防クラブ員やその指導者など約350人が、総務省の講堂に集い、「少年少女消防クラブフレンドシップ2009」が開催されました。

クラブ員である少年少女たちは、防火や防災についての問題を身近な生活の中から見つけ、それをお互いに研究して、そこで学んだことを自分自身で実行し、さらに家族や周りの人に広めるなど、地域の防火・防災思想の普及に努めています。

具体的には、防火・防災に関する研究発表、ポスター等の作成・掲示、放課後の校内点検、実地見学などを主な活動としており、平成20年5月1日現在、日本全国で5,284団体、約42万人、指導者約1万5千人が地域の防火・防災思想の普及のために活発に活動しています。

全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長：岡本保消防庁長官）では、優良な少年消防クラブ及び指導者の活動について、クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図ることを目的に、昭和29年から毎年、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行っています。

今回の「少年少女消防クラブフレンドシップ2009」は、第1部「表彰式」、第2部及び第3部を「アトラクション」という構成で実施しました。

第1部「表彰式」では、岡本長官から「特に優良な少年消防クラブ」として22団体、「優良な少年消防クラブ」として29団体、「優良な少年消防クラブ指導者」として6名が表彰を受けました。その後受賞団体を代表して富山県の富山市呉羽小学校少年消防クラブから謝辞が述べられました。

第2部では、昭和24年に発足して以来、都民と消防の架け橋として、演奏活動をとおり防火・防災を呼びかけている東京消防庁音楽隊による演奏が行われ、第3部では、消防応援団のダニエル・カール氏より「みんなで守ろう！オラがまち」と題して、講演をしていただきました。

今回、この「少年少女消防クラブフレンドシップ2009」に参加した少年消防クラブの皆さんは、「自分で守ろうみんなで守ろう」を合言葉に、一人でも多くの仲間とともに日頃の防火・防災活動にさらに励み、家庭や学校あるいは地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとしての活躍が期待されています。

また、少年消防クラブの活動を充実していくためには指導者の方々の熱意が不可欠です。指導者の方々には、今後とも少年消防クラブの育成指導のほど、よろしく願います。



岡本保消防庁長官の挨拶



特に優良な少年消防クラブの表彰

消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する 検討会報告書の概要

応急対策室

1. はじめに

消防庁では、平成19年10月から、「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会（座長：吉井博明・東京経済大学教授）」を開催し、空中消火技術のより効果的な活用、消防防災ヘリの救急活動への積極的活用及び365日・24時間運航体制について検討を行ってきました。

昨年度は、本検討会を2回、ワーキンググループ等を11回開催し、中間報告書で取りまとめた課題等について議論を進め、先般、これらの検討結果を最終の「報告書」（本編・資料編）として取りまとめましたので、その概要を紹介します。

2. すべての災害活動機に係る安全対策等

消防防災ヘリコプターのみならず、自衛隊ヘリコプター等すべての災害活動機に共通する安全対策について、消防庁をはじめ、関係省庁及び各自治体が共通の認識を持って取り組んでいくべき重点項目として次の4項目を掲げました。

- ① 多数のヘリコプターが集中的に飛行する災害活動空域の安全を確保するため、官民が連携・協力して検討を継続的に進めていくこと。
- ② 地上の消防活動に影響を及ぼすヘリコプターの騒音を排除するため、サイレントタイムの設定要領等を確立すること。
- ③ 上空から目標建物を確認し災害現場へ迅速に到着するため、建物屋上に対空表示（ヘリサイン）を施すとともに、活動している消防防災ヘリコプターを明確にするため、機体に団体名を表示すること。
- ④ 航空障害物情報を共有し、危険を回避するため、関係省庁全体における検討が必要であること。

3. 空中消火技術のより効果的な活用

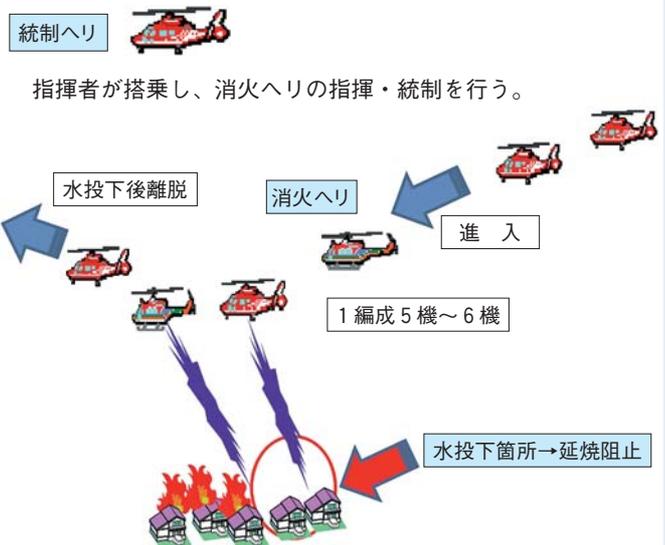
大規模地震等が発生した場合、阪神・淡路大震災のような同時多発火災が危惧されています。高機動性を有するヘリコプターによる空中消火が期待されているところですが、その具体的戦術等が確立されていないのが現状でした。これらのことから、今回、「市街地空中消火戦術マニュアル」を取りまとめました。

- 空中消火に適する市街地の主な要件は次のとおりで、
- ・建物不燃化率が30%以下の市街地
 - ・1棟当たりの平均宅地面積100㎡以下の建築物が密集する市街地等
- （耐火構造の建築物が密集する市街地は不適）

消防防災ヘリコプターが空中消火を行う場合、複数機で編隊を組み、連続的に間隙なく散水するとともに、そのうち、1機を全隊の統制任務に当たるヘリコプターとして指定することとしました。

また、消防防災ヘリコプターと自衛隊大型ヘリコプター等が連携して空中消火を行う場合も想定し、今後、消防庁と防衛省との間で、空中消火に係る協定を締結するとともに、合同訓練の必要性についても言及したところです。

《市街地空中消火のイメージ》



- 水投下は下記の高度・速度を目安とし、空中消火部隊指揮者が状況に応じて決定、連続的に投下する。
 - ・高度50フィート以上、速度20ノット～50ノット
 - ・自衛隊大型ヘリは高度150フィート以上、速度20ノット以下

- ・燃焼区域の境界付近への水投下を基本とし、延焼阻止を図る
- ・火勢が弱い場合は、直接消火を行う場合もある
- ・延焼阻止のため、広い範囲に予防散水を行う場合もある



4. 消防防災ヘリコプターの救急活動への積極的活用

平成19年中における消防防災ヘリコプターの年間総出動件数は6,349件で、そのうち救急出動が3,167件で全体の半数を占めており、ドクターヘリの普及とともに、今後、ヘリ救急の需要は一層高まっていくものであり、主な積極的活用方策として次の点について明示しました。

《早期の出動要請(判断)》

現行の救急ヘリコプター出動基準ガイドラインに比べ、現場サイドが適用しやすく、運用しやすい新ガイドラインを取りまとめ、医師の搭乗が必要と考えられる傷病者の具体的状態を明記しました。

《メディカルコントロール体制の拡充と救急救命士の配置》

医師搭乗協力を得る医療機関を確保し、医師搭乗体制を確立する必要性がある一方で、救急救命士である航空隊員による迅速な搬送を優先する場合が多く想定されることから、全航空隊に複数の救急救命士を配置するとともに、各団体はメディカルコントロール協議会へ積極的に参画し、更にはヘリコプター用衛星電話等の装備を充実させるなど、メディカルコントロール体制の確立・拡充に早期に取り組むべき必要があることに言及しました。

《医師搭乗体制》

医師搭乗体制の早期確立の重要性を示すとともに、そのためには、医療機関との間で医師搭乗に関する協定を締結することが適当であり、協定に定めるべき項目を次のとおり示しました。

- ① 医師搭乗の要請ルート、要請方法等
- ② 搭乗する医師、看護師の人数
- ③ 搭乗する医師、看護師のヘリ搭乗場所
- ④ 搭乗する医師、看護師との訓練要領
- ⑤ 搭乗する医師、看護師の帰路の確保
- ⑥ 搭乗する医師、看護師に対する災害補償等

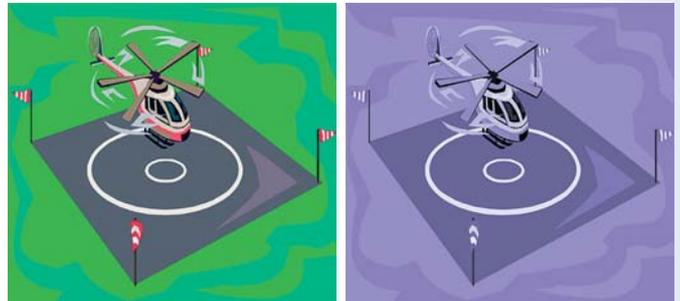
《ドクターヘリとの連携》

消防防災ヘリコプターとドクターヘリが併設されている地域では、傷病者を迅速に医師の管理下に置くことができるヘリコプターを要請することとし、消防防災ヘリコプターが救助した傷病者のドクターヘリへの引継ぎ、消防防災ヘリコプターに搭乗した医師の現場投入などの連携活動が効果的であり、相互の連携力を高める訓練が必要であることに言及しました。

5. 消防防災ヘリコプターの365日・24時間運航体制

消防防災ヘリコプターは、他の消防隊や救急隊と同様にいつ、どこで災害等が発生しても迅速に対応できるよう常時即応体制を確保する必要がありますが、現状、あ

らゆる業務に対応できるメンバー構成で夜間待機している航空隊は埼玉県、仙台市消防局及び東京消防庁の3団体のみであることから、将来的には全団体が24時間運航を目指すべきことに言及しました。



昼間運航→53団体

夜間運航→3団体



すべての消防防災ヘリコプター保有団体の24時間待機体制を目指す

◆最終の目標

基地等の環境に応じ今後10年または15年を目途

6. 今後の課題

今回取りまとめた事項について、今後の課題を次のとおり掲げました。

◆今後の課題

1. 都道府県域を越えた消防防災ヘリコプターの相互補完(共同運航)体制のあり方
2. 消防防災ヘリコプターの運航不能時対策のあり方
3. 効果的な救急活動のあり方
4. 大規模災害時における消防庁の消防防災ヘリコプター運用のあり方
5. 大規模災害時における消防防災ヘリコプターの指揮命令系統のあり方
6. 大規模災害時の関係省庁の枠組みを越えたヘリコプター運用のあり方
7. 安全確保施策の充実強化のあり方
8. 全国的に操縦士・整備士が不足する中、消防防災ヘリコプターの操縦士・整備士の養成と配置のあり方

7. おわりに

本報告書検討結果を踏まえ、消防防災ヘリコプターの保有団体が、各施策の具現化に積極的に取り組み、航空消防防災体制の充実強化が加速することを期待しています。



IBARAKI



茨城県 つくば市消防本部
消防長 細田 元久

筑波研究学園都市 つくば市

つくば市は、県庁所在地の水戸市から南西に約50km、東京から北東に約50km、成田国際空港から北西に約40kmの距離に位置しています。

市の中心部には、国の研究機関等を計画的に移転する目的として、約30年の歳月をかけ建設された筑波研究学園都市があり、筑波大学、宇宙航空研究開発機構筑波宇宙センターなど国等の研究教育機関が立地するほか、各工業団地には120社を超える研究開発型企业等が立地し、



市内中心部から筑波山を望む
(HIIロケット・写真中央)

多くの研究者が研究活動を続けています。また、昭和60年には、「人間・居住・環境と科学技術」をテーマに、国際科学技術博覧会(科学万博—つくばEXPO'85)が開催され、

「つくば」は日本を代表する科学技術の拠点として世界的にも知れわたりました。本市を取り巻く自然環境は、北に関東の名峰筑波山(標高877m)を擁し、東に我が国第二の広さを誇る霞ヶ浦を控え、併せて水郷筑波国定公園に指定されています。平成17年には東京の秋葉原とつくばを45分で結ぶ「つくばエクスプレス」が開通し、都市と田園の調和した、つくばならではのライフスタイルである「つくばスタイル」の実現に取り組み、人にやさしいまち、さらに住みよいまちを目指しています。

消防体制

当消防本部は、昭和49年4月に6町村による広域消防が発足し、平成14年11月には、「つくば市消防本部」と名称を改め、1本部・3消防署・5消防分署、314名の職員と消防団40分団、1,219名の消防団員の体制で、管内面積284.07km²、管内人口21万90人の市民の安全と安心の確保並びに消防体制強化のために積極的に取り組んでいます。

筑波山ロープウェイでNBC災害訓練

当消防本部では、日本百名山の1つである筑波山のケーブルカー、ロープウェイを運行している筑波観光鉄道と合同で毎年1回、災害救出訓練を実施しています。昨年

度は秋の観光シーズン前の9月上旬に筑波山つつじヶ丘ロープウェイ駅舎内に化学剤が散布されたとのNBCテロ災害を想定して、消防、警察、医療機関、防災航空隊、筑波観光鉄道が参加して、各機関の連携強化を図るとともに、特殊災害に対する消防活動能力の向上、医師同乗の防災ヘリコプターによる負傷者の医療機関搬送検証、駅員による避難誘導の実践訓練を実施しました。



化学隊による駅舎からの救出訓練

この訓練を通じて、万が一の災害に備え関係機関との連携強化に努めています。

市民との音の架け橋～『消防音楽隊』

つくば市消防音楽隊は、平成2年5月「市民の消防への認識を高め、防火思想の普及啓蒙を図る」ことを目的として結成されました。結成当時は、ほとんどが未経験の隊員ばかりで右往左往の状況でしたが、結成から20年近く経った現在、隊員数30名、週1回の定期合同練習を実施し、火災予防PRイベント等の各種行事に出演しております。火災予防広報の基本は、まず、市民の消防への関心を高めることにあります。イベント参集者から、激励、応援のメッセージ等をいただき、隊員の士気も絶好調です。年々活動内容も充実し、市民に親しまれる音楽隊として、地域防火の一助を担い活動しています。



火災予防週間における防火PR活動

世界の「つくば」を守るために

日本最大の研究開発センターとして、世界の先端技術分野への突破口を開こうとしている筑波研究学園都市「つくば」を守るために、科学都市と自然との調和のとれた安全・安心なまちづくりに寄与するため、職員一丸となり取り組んでいます。

独立行政法人国立印刷局小田原工場と合同消防訓練

小田原市消防本部

小田原市消防本部は去る3月2日、独立行政法人国立印刷局小田原工場において合同消防訓練を実施しました。訓練には印刷局職員ら約160名が参加し、事務棟2階喫煙所から出火したとの想定のもと、印刷局警備職員、自衛消防隊による119番通報、初期消火、避難誘導訓練を行うとともに、消防本部からは梯子車、ポンプ車、救急車など5台が出動して連携した消防活動を行いました。訓練を通し、互いの活動技術の向上及び協力体制の強化を図ることができ、有意義な訓練となりました。



仮設救護所の傷病者を観察する救急隊員

岐阜市のシンボル金華山で山岳救助訓練

岐阜市消防本部

岐阜市消防本部中消防署は去る3月19日、岐阜市のシンボルである金華山(328.9m)において、岐阜県防災航空隊と合同で山岳救助訓練を実施しました。この訓練は、迅速・確かな救助活動の確立と救助体制の万全を期すことを目的として毎年行っているもので、当日は「登山道から数名が谷へ転落、動けない登山者を谷間から登山道へ救出するとともに岐阜県防災ヘリコプターにより救助」との想定で、中署員と県防災航空隊員合わせて24名、消防車両6台、防災ヘリ1機が参加しました。



息のあった負傷者の引き上げ救出訓練

消防通信 望楼 ぼうろう

幼年消防クラブ員が街頭防火キャンペーン

堺市消防局

堺市消防局堺消防署は去る3月2日、管内の南海本線駅駅前において湊幼稚園幼年消防クラブ員20名と堺防災協会役員5名、署員8名による、街頭防火キャンペーンを実施しました。当日は、防火ポスターの掲示及びスピーカーによる防火広報のほか、幼年消防クラブ員が、市民一人ひとりに「火の用心お願いします!」と大きな声で防火を呼びかけました。市民らは立ち止まって小さな手から手渡される広報物品(目元用清涼シート)を笑顔で受け取り、火の用心を約束してくれました。



一生懸命防火を訴える幼年消防クラブ員

JICA派遣の研修生が救急医療の現場視察

八女消防本部

去る3月6日、日本の医療やへき地の救急医療体制を学ぼうと、国際協力機構(JICA)から派遣された、アフガニスタン・パレスチナ・イラクの医師2名、助産師3名が八女消防本部を訪れ、救急体制の現場を視察しました。心肺機能停止状態の男性を想定したシミュレーションでは、胸骨圧迫や除細動、気管内挿管等、実際の器具を使用した訓練を披露し、研修生らは「事故の際の、最初の手当ての重要さが分かりました。」と、自国における救急医療体制の整備に向け意欲を燃やしていました。



救急活動シミュレーションを見学する研修生

消防通信/望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

■新任教官科(第3期)

去る3月9日から9日間、消防大学校において、全国の道府県及び政令市等の消防学校の新任教官等83名を対象に新任教官科(第3期)が実施されました。

本科は新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な専門的知識及び技術を習得させることを目的に、①教育心理学、教育技法、講義演習等、講義技術に関すること、②メンタルヘルス、体育理論、安全管理、事故事例等学校の運営管理に関すること、③課題研究の3つを柱に編成されています。

具体的な講義内容としては、実験データ等科学的裏付けに基づいた効果的、効率的な教育訓練の方法や魅力的な講義の組み立てのほか、講義実習では、全員の模擬講義を収録して、自らの話し方を知るとともに、学生相互で評価、検討を行うなど、より良い講義を行うための手法を学びました。

また、課題研究では、消防学校の教官として直面するであろう問題について、グループで討議を行い、結果発



体力向上のための指導技法の講義

表を行いました。

研修を修了した学生からは、「教育心理学、教育技法等、すべてが初めて学ぶことであり、4月からすぐに活かせる知識が得られた。消防業務から教育業務へと職種が変わる中、不安を解消できる研修であった。」、「学生に対する話し方、態度、授業の進め方など不安に思っていることを知ることができ、大変有益であった。」、また、

「各学校の違いや、問題点を共有することにより、解決の糸口を見出すことができた。」などの意見が多数寄せられました。

消防を取り巻く社会環境は高度化、複雑多様化し、一方、熟練職員の大量退職、市町村消防の広域化等、様々な問題が提起されている中、こうした状況に対応していくための人材の育成は、従来にも増して重要なものとなっています。

本科で習得した知識、技術にさらに磨きをかけ、各消防学校で優れた消防職員を育成し、地域の安心・安全のため、貢献されることを心から期待します。



模擬講義の収録風景



緊急消防援助隊教育科 高度救助コース(第3回)

高度救助コース(第3回)は、2月24日から3月6日まで「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表第3に定める救助資機材(高度救助資機材)を装備し、または、装備する予定である隊長等を対象に実施されました。

本コースは、大規模災害及び特殊な災害を含む各種災害に対応する特別高度救助隊及び高度救助隊が創設されたことを受け開講されたコースで、救助体制の強化を目的に実施されるもので、平成20年度から高度救助資機材に係る実科訓練及び隊員教育のために不可欠な講義が各県消防学校等で実施できるよう、教育日数を2日間増加しました。

座学では、消防庁国民保護・防災部の深澤良信参事官による「救助行政」や岩手・宮城内陸地震で緊急消防援助隊の部隊運用にあたった指揮支援部隊長の体験を含めた講義をはじめ、大規模災害及び各種災害の救助活動に欠くことのできない「医療機関との連携」などを学びました。

また、各所属で発生した災害活動事例を持ち寄り、受



狭隘・暗所空間での実科訓練

講生全員で災害時の消防活動内容を検討したほか、今回、初めて課題討議として「実践的な救助訓練のあり方」や「高度・特別高度救助隊員の育成方法」について、研究及び検討を実施しました。

受講生からは、「同じような課題を抱えている消防本部が多く、いろいろなアイデアを知ることができ有意義であった。」「交換した情報及び提出された意見を基に所属で再検討し、消防救助の発展に寄与できるよう努めたい。」などの意見が寄せられました。

実科訓練では、高度救助資機材の取扱訓練及び大規模災害発生時における被害を想定した救助訓練をはじめ、排煙効果及び消火効果に優れた陽圧換気方式による消防活動要領を実施しました。

短期間の研修でありましたが、消防大学校で培った知識・技術を今後の活動の糧として職務に励み、複雑多様化かつ大規模化する災害に迅速確実に対応されることを期待します。



「実践的な救助訓練のあり方」等の検討をした課題討議

6月7日～13日は「危険物安全週間」

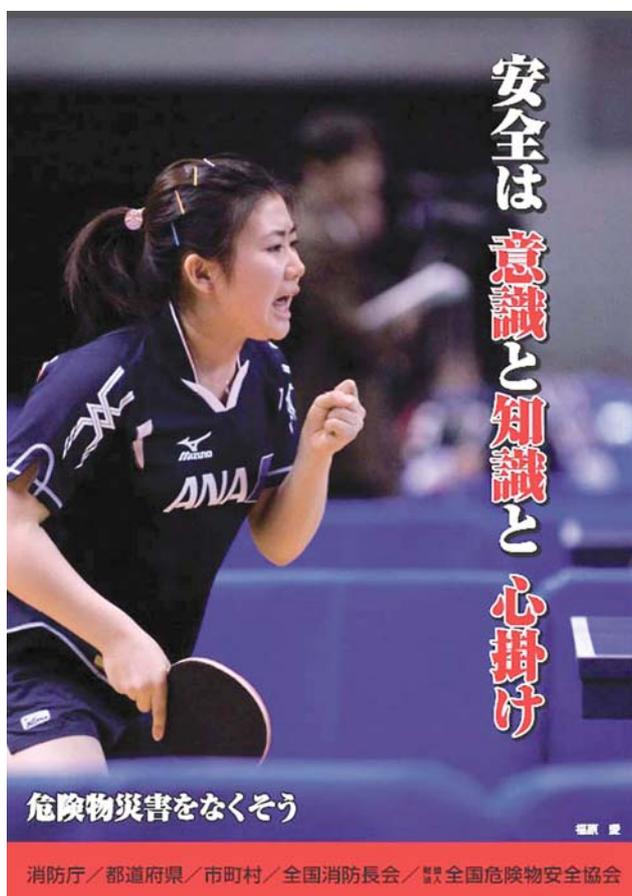
危険物保安室

重点実施項目(概要)

消防庁では、危険物の保安に対する意識の高揚・啓発を推進するため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、地方公共団体、全国消防長会及び財団法人全国危険物安全協会と共催で危険物関係事業所に保安の確保を呼びかけるとともに、広く国民の方々に対して危険物の保安についての啓発活動を展開しています。

平成21年度は、6月7日(日)から6月13日(土)までの7日間を危険物安全週間とし、危険物保安功労者等表彰式、講演会及び危険物安全週間推進ポスターの作成・配布などの推進事業を実施していきます。

平成21年度危険物安全週間推進ポスター



モデル 福原 愛さん (卓球選手)

- (1) 危険物施設における保安体制の整備促進
 - ア. 危険物施設の事故防止対策の推進
 - イ. 危険物施設の効果的な日常点検による安全対策の推進
 - ウ. セルフスタンドにおける安全対策の推進
 - エ. 危険物事故防止アクションプランの推進
- (2) 危険物に関する知識の啓発普及
 - ア. 危険物安全週間の趣旨の徹底
 - イ. 講演会、研修会等の開催
- (3) 危険物保安功労者の表彰

危険物保安功労者表彰、優良危険物関係事業所表彰等

平成21年度(第8回)危険物事故防止対策論文 (応募数33編)

消防庁長官賞(2編)

受賞者 三井石油株式会社 東日本支店

川本 光彦

論文名 危険物ローリーにおける安全活動と指導のあり方

受賞者 株式会社日輪 鹿島事業所

金原 慎一郎

論文名 体感訓練を用いた、安全作業完遂のための「勘」と「コツ」の伝承

(敬称略)

地域における住宅用火災警報器普及の取組

予防課

はじめに

住宅火災による死者発生防止に有効な住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の早期普及は、国民の安心・安全を実現する上で極めて重要な課題です。この課題に取り組むため、昨年12月に「住宅用火災警報器設置推進基本方針」が決定されました。本方針に基づき、住警器普及のための取組が各地域で展開されているところです。

本稿では、そうした取組の中から、「第13回防災まちづくり大賞」において優れた事例として表彰されたものを紹介します。

住警器配布から取付けまでの徹底した取組

住警器の普及策の一つとして期待されるのが共同購入です。地域で購入者を募って大量注文することで安価に安心して住警器を購入することができます。ここでは共同購入を計画的に実施、継続している地域の事例を紹介します。

東京都江戸川区なぎさニュータウンでは、住警器の設置義務化を受け、区分所有者によって組織されている管理組合の総会で、安全・安心街づくりの一環として住警器の設置対象住戸全てへの配布と設置を管理組合事業計画で行うことを決議しました。

必要個数の確認、業者決定についてプランを練り、自動火災報知設備の設置されている住戸を除く809戸（7戸空室）を対象としました。また、正確な必要個数を把握するために数回の調査を実施しました。

これまで取引のあった業者等へ住警器購入の見積もりを依頼し、自分で取付けできない高齢者世帯があることを考慮して設置工事費を含む低価格な条件を提示した業者から合計3,500個購入しました。

各戸に設置する住警器は管理組合の所有物とし、入居者に10年間貸与して設置することを受取同意書に明確にし、これを住民説明会で周知した上で住警器を配布しました。

全戸訪問による住警器設置促進事業

地域の実態を把握し、隣近所の住人について理解し合うことで、火災・災害発生時に迅速かつ適切な対応ができる地域づくりを進めようと、地域全戸を訪問して住民に住警器設置の意識啓発・普及促進を図る事業を実施している地域の事例を紹介します。

愛媛県伊予市湊町婦人防火クラブでは、以前より火災予防

運動期間中の防火・防災教室をはじめ、機会があるごとに住民への住警器設置を促していましたが、設置率が向上する気配はありませんでした。またパンフレット等による普及活動を行うことで必要性は理解してもらえるが設置行動には至らないことが課題となっていました。

そこで年2回の住警器研修等で会員自らが積極的に学習して知識を深めるほか、消防署員等を講師として招き、地域住民への説明会を実施することで「防火意識の底上げ」を行いました。

また地域の広報区長の協力により、取付けの可否および設置個数等を訪問調査により実施する旨の住民周知を行い、その後クラブ員が各家庭を訪問して意識啓発・普及促進を図るとともに実態調査を実施しました。

設置希望者に対しては住警器の共同購入を実施するほか、設置が困難な高齢者宅等については、地域で結成されている自主防災組織等の協力により、取付け作業を無償で行いました。この取組により、170個の住警器が設置済みとなりました。

住警器を購入した家庭には、取付け状況等の確認を行い、「住宅用火災警報器個別台帳」を作成することで地域における設置状況を管理しています。

おわりに

消防庁では各地域、各方面で行われている様々な住警器普及の取組事例を集めているところです。

こうした情報が各地域、各方面において共有され、それを参考として様々な工夫が実践され、住警器普及が推進されることを期待しています。



住警器を手に鳩山邦夫総務大臣と小倉優子さん



災害時要援護者避難支援対策の推進

防災課

1. 災害時要援護者とは

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等が挙げられています。

2. 平成16年の風水害

平成16年7月の梅雨前線豪雨等では、人的被害の半数以上が高齢者であり、その被災状況等を踏まえると、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の避難支援については、①防災関係部局と福祉関係部局等の連携が不十分であるなど、要援護者や避難支援者への避難勧告等の伝達体制が十分に整備されていないこと、②個人情報への意識の高まりに伴い要援護者情報の共有・活用が進んでおらず、発災時の活用が困難なこと、③要援護者の避難支援者が定められていないなど、避難行動支援計画・体制が具体化していないこと、の三つが大きな問題点として挙げられました。

3. 現在の取組

高齢者等の要援護者に対する避難支援対策については、内閣府で有識者等による「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者の避難支援に関する検討会」が開催され、平成17年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライ

ン」（平成18年3月に改訂）として取りまとめられ、現在、全国の市町村において、ガイドラインに基づいた要援護者避難支援対策の取組が進められています。

この災害時要援護者の避難支援対策の促進は、平成19年12月に、政府において取りまとめた「自然災害の『犠牲者ゼロ』を目指すために早急に取り組むべき施策」の一つとして位置付けられました。これを受けて、平成21年度までを目途に、避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、要援護者情報の収集・共有の方法など、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「避難支援プラン（全体計画）」が策定されるよう各市区町村に要請しているところです。

4. まとめ

要援護者対策は、地域において、高齢者や障害者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定めた「避難支援プラン」を策定することを目指しています。

プランの策定やこれに基づく訓練を実施していくためには、いわゆる自助、共助を基本としながら、地域ぐるみで防災体制を話し合い、避難支援や避難所での支援の仕組みを構築していく必要がありますので、自治会や自主防災組織等の地域住民との積極的な連携が望まれています。

近年の災害による犠牲者のうち高齢者の占める割合

	死者・行方不明者（A）	うち高齢者（B）	B/A
H16 新潟・福島豪雨	16	13	81.3%
H16 福井豪雨	5	4	80.0%
H16 新潟県中越地震	68	45	66.2%
H17 台風第14号	29	20	69.0%
H18 豪雪	152	99	65.1%
H18.7 豪雨	30	15	50.0%
H19 新潟県中越沖地震	14	11	78.6%

（出典「平成20年度災害時要援護者に関する全国キャラバン 内閣府資料」）

氏名	新	旧
北野貴之司	消防・救急課	総務省大臣官房秘書課
森田晃司	消防・救急課救急企画課課長補佐	国民保護・防災部防災課防災情報課課長補佐
梅澤哲雄	消防・救急課救急企画室救急推進係長	千葉市消防局若葉消防署警防課主査
藤原俊之	予防課課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐 併任 自治大学校教授
地村下調	出向(国土交通省中国地方整備局建設部都市・住宅整備課長へ) 併任解除	予防課国際規格対策官 併任 予防課課長補佐 併任 予防課消防技術政策室課長補佐
竹村好史	予防課国際規格対策官 併任 予防課課長補佐 併任 予防課消防技術政策室課長補佐	国土交通省国土政策技術総合研究所企画部企画課課長補佐
塩谷壮史	予防課設備係長 併任解除	予防課 併任 予防課消防技術政策室
千葉周平	予防課予防係長 併任 予防課消防技術政策室主査	日本消防設備安全センター企画研究部参事
中嶋仁美	予防課	
久保田勝明	予防課消防技術政策室主任研究官 併任解除	消防大学校消防研究センター研究企画部主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官
内藤浩由	予防課消防技術政策室 併任解除	消防大学校消防研究センター火災災害調査部 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部
安藤真之	併任解除	予防課消防技術政策室主査 併任 予防課危険物保安室危険物第一係長
平野智也	出向(総務省自治行政局市町村課住民台帳第一係長 併任 自治行政局市町村課住民台帳第二係長 併任 自治行政局市町村課外国人住民制度企画室へ)	予防課危険物保安室企画調査係長
近藤泉	予防課危険物保安室企画係長	総務省情報流通行政局郵政行政企画課郵便局監理係長
明田大吾	予防課危険物保安室危険物施設係長	予防課危険物保安室
仲田義輝	予防課危険物保安室危険物指導調査係長 併任 予防課危険物保安室危険物判定係長	予防課危険物保安室危険物第二係長 併任 予防課危険物保安室危険物判定係長
太田淳	予防課危険物保安室バイブライン係長	危険物保安技術協会タンク審査部タンク審査課主任検査員
大嶋文彦	予防課特殊災害室課長補佐 併任解除 併任 国民保護・防災部防災課課長補佐	国民保護・防災部防災課課長補佐 併任 予防課特殊災害室課長補佐
齋藤景子	併任 予防課特殊災害室原子力災害係長	予防課特殊災害室企画係長
江口真	予防課特殊災害室コンピナート保安係長 併任 予防課特殊災害室コンピナート審査係長	東京消防庁大森消防署警防課生活安全担当係長
南部賢二	併任解除	国民保護・防災部防災課課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課消防団専門官
藤田雅史	出向(総務省大臣官房秘書課課長補佐へ)(宮内庁長官官房秘書課調査企画室長補佐) 併任解除	国民保護・防災部防災課災害対策官 併任 国民保護・防災部防災課課長補佐
細田大造	国民保護・防災部防災課災害対策官 併任 国民保護・防災部防災課課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
北畑雄一郎	国民保護・防災部防災課防災企画係長	国民保護・防災部防災課震災対策係長
上坂勇人	国民保護・防災部防災課震災対策係長	北海道総務部総務課主査
大河原斉揚	国民保護・防災部防災課地域防災係長	気象庁予報部数値予報課技術専門官
神村典浩	国民保護・防災部防災課主査	静岡県総務部防災局原子力安全対策室主査
池田朝彦	出向(総務省大臣官房秘書課 併任 自治大学校へ) 併任解除	国民保護・防災部防災課 併任 国民保護・防災部防災課心身対策室
谷田明博	国民保護・防災部防災課 併任 国民保護・防災部防災課心身対策室	総務省大臣官房秘書課
松瀬大来	出向(総務省自治財政局調整課へ)	国民保護・防災部防災課
梅本祐子	併任 国民保護・防災部防災課	総務省大臣官房秘書課
渡部隆司	国民保護・防災部防災課	総務省大臣官房秘書課
金子洋	国民保護・防災部防災課	
森谷論	出向(総務省自治税務局固定資産税課へ)	国民保護・防災部防災課国民保護運用室
福田幸宏	国民保護・防災部防災課国民保護運用室	総務省大臣官房秘書課
中越康友	国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課心身対策室課長補佐 併任 国民保護・防災部参事官補佐	広島市消防局危機管理部危機管理課長
鈴木三千紀	国民保護・防災部防災課航空専門官 併任 国民保護・防災部防災課心身対策室課長補佐	大阪府消防局総務部担当係長
宮川克広	国民保護・防災部防災課心身対策室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部参事官補佐	東京消防庁在庁消防署予防課長
吉川昭雄	国民保護・防災部防災課心身対策室広域応援企画係長 併任 国民保護・防災部防災課心身対策室広域応援調整係長	国民保護・防災部防災課心身対策室広域応援係長
中本敦也	出向(文部科学省研究開発局地震・防災研究課防災研究地域連携推進官へ)	国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐
滝明	国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐	文部科学省研究開発局地震・防災研究課防災研究地域連携推進官
大出英樹	国民保護・防災部防災課防災情報室情報企画係長 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室通信企画係長	東京消防庁狹江消防署総務課教養担当係長
熊谷淳史	国民保護・防災部防災課防災情報室情報管理係長	川崎市消防局幸消防署警防第2課南河原出張所長
櫻井理寛	出向(総務省大臣官房秘書課課長補佐 併任 自治大学校教授へ) 併任解除	国民保護・防災部参事官補佐 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐
田村一郎	国民保護・防災部参事官補佐 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室課長補佐 併任 総務課	総務省大臣官房秘書課課長補佐
佐藤彰	出向(総務省政治資金適正化委員会事務局主幹へ) 併任解除	国民保護・防災部参事官付主幹 併任 国民保護・防災部防災課国民保護室主幹 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室主幹 併任 国民保護・防災部防災課心身対策室主幹
桑原健	国民保護・防災部参事官付主幹 併任 国民保護・防災部防災課国民保護室主幹 併任 国民保護・防災部防災課心身対策室主幹 併任 国民保護・防災部防災課国民保護運用室主幹 併任 国民保護・防災部防災課心身対策室主幹	総務省大臣官房総務課国会総括第二係長
大江理一	消防大学校副校長	東京消防庁多摩消防署署長
吉住智文	消防大学校調査研究部長 併任 消防大学校教務部長 併任 消防大学校教授	京都市消防局防災危機管理室担当部長
黒石慶	消防大学校庶務課長	総務省大臣官房秘書課課長補佐
久保田幸雄	消防大学校教授	東京消防庁日本橋消防署予防課長
大澤節男	総務課課長補佐 併任 消防大学校調査研究部専門官	総務省大臣官房秘書課課長補佐
有瀬友行	出向(総務省自治行政局地域自立応援課過疎対策室へ)	消防大学校庶務課
三輪隆太	出向(総務省自治税務局固定資産税課へ)	消防大学校庶務課
結城亜砂土	消防大学校庶務課	総務省大臣官房秘書課
干城美尚	消防大学校庶務課	総務省大臣官房秘書課
松原美之	併任 消防大学校教授	消防大学校消防研究センター研究統括官
山田常圭	消防大学校消防研究センター火災災害調査部長	消防大学校消防研究センター研究企画部長
座間信作	消防大学校消防研究センター火災災害調査部上席研究官 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部地域連携企画担当部長 併任 消防大学校教授	消防大学校消防研究センター技術研究部上席研究官
金田節夫	消防大学校消防研究センター火災災害調査部主幹研究官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部主幹研究官 併任解除	消防大学校消防研究センター研究企画部主幹研究官 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部専門調査官
佐宗祐子	消防大学校消防研究センター技術研究部主幹研究官 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部専門調査官	消防大学校消防研究センター火災災害調査部主幹研究官
松島早苗	消防大学校消防研究センター火災災害調査部主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官	消防大学校消防研究センター研究企画部主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官
田村裕之	消防大学校消防研究センター技術研究部主幹研究官 併任解除	消防大学校消防研究センター火災災害調査部主幹研究官 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部調整官
岩田雄策	消防大学校消防研究センター技術研究部主幹研究官 併任解除	消防大学校消防研究センター火災災害調査部主幹研究官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部主幹研究官
細川直史	消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部専門調査官	予防課消防技術政策室主任研究官
西晴樹	消防大学校消防研究センター火災災害調査部主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任解除	消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部専門調査官
尾川義雄	消防大学校消防研究センター火災災害調査部主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部火災災害調査官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官	横浜市安全管理局担当課長(警防部計画課調査係長)
高梨健一	消防大学校消防研究センター火災災害調査部主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部専門調査官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官	消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部専門調査官
篠原雅彦	消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官 併任解除 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部専門調査官	消防大学校消防研究センター火災災害調査部主任研究官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部主任研究官
阿部伸之	消防大学校消防研究センター技術研究部	予防課消防技術政策室
若月薫	消防大学校消防研究センター火災災害調査部 併任 消防大学校消防研究センター火災災害調査部火災災害調査官 併任 消防大学校消防研究センター技術研究部	消防大学校消防研究センター技術研究部
程島竜一	消防大学校消防研究センター技術研究部	

3月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防応第 45号	平成21年 3月 2日	各都道府県知事	総務大臣	緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更について
消防応第 46号	平成21年 3月 2日	各都道府県知事	消防庁長官	緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更に伴う緊急消防援助隊の登録についての協力について
消防応第 65号 消防救第 57号	平成21年 3月 3日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁応急対策室長 消防庁救急企画室長	医師の帰院搬送に対する航空法第81条の2の運用について
消防救第 60号	平成21年 3月 4日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について
消防災第105号	平成21年 3月 5日	各都道府県知事 各指定公共機関の長 各指定行政機関の長	消防庁長官	消防庁防災業務計画の修正について
消防予第101号	平成21年 3月 9日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等の公布について
消防予第102号	平成21年 3月10日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について
消防予第119号	平成21年 3月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	無線式自動火災報知設備及び特定小規模施設用自動火災報知設備の運用について
消防予第121号	平成21年 3月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	社会福祉施設等に係る防火対策の徹底及び緊急調査の実施について
消防予第122号	平成21年 3月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	文化財建造物等における防火対策の徹底について
消防災第129号	平成21年 3月25日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	新型インフルエンザ発生時における消防団業務継続計画の策定について
消防危第 46号	平成21年 3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	平成21年度危険物事故防止アクションプランの取組について
消防予第128号	平成21年 3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件等の公布について
消防災第138号	平成21年 3月30日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	外国人住民向けの防災対策の推進について
消防応第103号	平成21年 3月30日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁応急対策室長	消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会・報告書の配付について
消防情第 84号	平成21年 3月30日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室長	新発信地表示システムと位置情報通知システムの統合について
消防運第 24号	平成21年 3月31日	各都道府県知事	消防庁国民保護・防災部長	北朝鮮飛翔体発射事案に係る対応について
消防予第129号	平成21年 3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置についての一部改正について
消防予第131号	平成21年 3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について
消防予第132号	平成21年 3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について

広報テーマ

5 月		6 月	
<ul style="list-style-type: none"> ①住民に対する応急手当の普及啓発 ②風水害への備え ③津波による災害の防止 ④地域防災スクールの推進 ⑤大規模地震等に対応した自衛消防力の確保 	救急企画室 防災課 防災課 防災課 予防課	<ul style="list-style-type: none"> ①危険物安全週間 ②住宅用火災警報器等の普及促進 ③災害時要援護者対策の促進 	危険物保安室 予防課 防災課

全国火災予防運動ポスター感謝状の授与

予防課

去る2月27日に、全国火災予防運動ポスターモデルである小倉優子さんに対し、総務大臣感謝状の授与を行いました。

小倉さんは、現在、テレビ等で活躍されており、多忙なスケジュールの中、ポスターのモデルとして積極にご協力いただき、今回の感謝状の授与となりました。

作成されたポスターは消防機関を通じて、平成20年秋季全国火災予防運動及び平成21年春季全国火災予防運動期間中、全国各地に掲示され、国民の防火意識の高揚に大いに貢献しました。



鳩山邦夫総務大臣と握手をする小倉優子さん

平成21年度全国統一防火標語の決定

予防課

平成21年度全国統一防火標語(入選作品)

『消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子』

(北海道 那須 敦子さん)

消防庁では、広く防火意識の高揚を図ることを目的に、社団法人日本損害保険協会との共催で、平成21年度全国統一防火標語の募集を行いました。この結果、全国から5万1,677点にのぼる応募が寄せられ、去る1月22日に行われた最終選考会において、入選作品が決定しました。

消防庁では、この入選作品を平成21年度の全国統一防火標語として、火災予防運動を推進する防火ポスターやパンフレット等で活用し、広く防火意識の普及啓発を推進することとしています。



2009年度全国統一防火標語・防火ポスター